

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年6月18日

【中間会計期間】 第28期中（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

【会社名】 株式会社トーセ

【英訳名】 TOSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 茂

【本店の所在の場所】 京都府乙訓郡大山崎町下植野二階下13
同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区東洞院通四条下ル

【電話番号】 (075)342-2525(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中川 尚樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年5月25日に提出いたしました第28期中（自平成18年9月1日 至平成19年2月28日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため当該半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は下記のとおりであります。

株主総会の決議日(平成14年11月28日)

	中間会計期間末現在 (平成19年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数	305個 (注) 1	299個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,500株 (注) 2	29,900株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	977円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年12月1日～ 平成20年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 977円 資本組入額 977円	発行価格 977円 資本組入額 977円
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。ただし、新株予約権の目的となる株式はストックオプションを目的として発行されるものであること、ならびに新株予約権の行使時に非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の目的となる株式のうち、当該時点で行使されていない株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権の目的となる株式が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 当社が時価を下回る価額で新株を発行（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。）または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権の目的となる株式が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

- 4 権利行使についての条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時点においても、当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の取締役、従業員の地位であることを要するものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (4) 新株予約権者は、新株予約権の目的となる株式数の内、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、当社の定款が規定する一単元の株式数未満の株式数に関しては権利を行使することができない。
 - (5) 行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
 - (6) その他の条件については、平成14年11月28日開催の定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによるものとする。

(訂正後)

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は下記のとおりであります。

株主総会の決議日(平成14年11月28日)

	中間会計期間末現在 (平成19年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数	305個 (注) 1	299個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,500株 (注) 2	29,900株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	977円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年12月1日～ 平成20年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 977円 資本組入額 977円	発行価格 977円 資本組入額 977円
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。ただし、新株予約権の目的となる株式はストックオプションを目的として発行されるものであること、ならびに新株予約権の行使時に非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の目的となる株式のうち、当該時点で行使されていない株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権の目的となる株式が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 当社が時価を下回る価額で新株を発行(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権の目的となる株式が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

4 権利行使についての条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時点においても、当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の取締役、従業員の地位であることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者は、新株予約権の目的となる株式数の内、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、当社の定款が規定する一単元の株式数未満の株式数に関しては権利を行使することができない。
- (5) 行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- (6) その他の条件については、平成14年11月28日開催の定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによるものとする。

以上